

仙台パワーステーション裁判の論点：

他の公害訴訟および気候変動関連訴訟との比較および今後の展開

Issues around the court case with Sendai Power station: Comparison with the previous cases and the way forward

○明日香壽川¹ Jusen ASUKA

1. はじめに：本裁判の経緯

2017年10月1日に仙台で営業運転を開始した仙台パワーステーション（仙台PS）は、関西電力と伊藤忠系列会社の共同出資による石炭火力発電所である。この仙台PSに対して、現在、筆者を含む124名が原告団を組織し、操業差止めを求めている。

訴状の内容は、主に、1) 大気汚染、2) 気候変動、3) 仙台港近くの干潟などへの悪影響、の3つからなっている。この3つの論点のうち、仙台地裁の裁判官は2)と3)を証拠なしとして実質的に無視し、現在、大気汚染のみが論点として残っている。

大気汚染では、原告らは、亡リスク、大気拡散モデル、曝露人口などから、仙台PSによる具体的な早期死亡者数と低体重出生数を推算し、近隣地域に住む人々が受ける健康被害を明確かつ定量的に示すことによって原告の人格権の侵害を訴えている。

すでに計10回の期日および弁論準備手続きがあり、第6回（2018年12月5日）からは、裁判所によって選任された第三者的立場で意見を述べる専門委員（内山巖雄京大名誉教授：公衆衛生学の専門家）を交えての議論がなされている。

2. 本研究の目的

本研究の目的は、1) 日本における他の公害訴訟や世界の気候変動関連訴訟と本訴訟の相違点などを明らかにする、2) これまでの弁論を整理し今後の展開についての含意を検討する、の二つである。

3. 方法論

- 1) 日本における過去の公害裁判との比較：本裁判との相違点を、「予防的科学訴訟（大塚直）」としての位置付けや相対危険などの疫学知見の理解の仕方の違いに注目しながら明らかにする。
- 2) 世界で起きている気候変動関連訴訟と本裁判との比較：各訴訟における権利侵害の種類の違いを明らかにする。
- 3) これまでの弁論での裁判官や専門委員との議論整理：特に、過去の判例や法理論における大気汚染モデルの取り扱い方や因果関係の考え方に注目して整理する。

4. 結果

本裁判は、過去の公害裁判や気候変動裁判と比較して、下記の点で非常に新しいタイ

¹東北大学東北アジア研究センター CNEAS, Tohoku University
980-0805 宮城県仙台市青葉区川内 41 Tel&Fax: 022-795-7557
Email: asuka@cneas.tohoku.ac.jp

プの裁判であることが明らかになった。第一に、将来の大気汚染の健康リスクをどう考慮するかが争点であり、死亡のような形で明らかに大規模に被害が顕在化していた過去の公害裁判と異なる。第二に、大気拡散モデルと疫学知見から具体的な死亡者数を推算して証拠としたのは世界で初めてである（大気拡散モデルによるシミュレーションを用いた立証は、西淀川事件第2次～第4次訴訟などでも採用されているが、大気汚染物質の到達の立証のみに使われており、モデルの解像度も低い）。

法律構成：本裁判では、人格権と平穏生活権の侵害が問題となっており、この二つの関係性などが今後の裁判では重要となる。これに関しては、名古屋南部大気汚染訴訟（名古屋地裁平成12年11月27日判時1746号3頁）と丸森町廃棄物処分場訴訟（仙台地裁平成4年2月28日判時1429号109頁）が参考になる。

名古屋南部大気汚染訴訟においては、差止請求が認められた原告が一名のみであるものの、その原告は、浮遊粒子状物質の曝露により、罹患した気管支喘息の症状を増悪させたこと、気管支喘息は場合によっては死につながることもある疾病であることが認められるとすることで、「受忍し得る生活妨害をはるかに超えたその生命、身体への危険にさらされていることが認められる」とし、原告の差止請求を認容している。

丸森町廃棄物処分場訴訟では、「それぞれの生活の場面に応じてそれに相応する権利（例えば、精神的苦痛や睡眠妨害を味わわない平穏生活権等）が…人格権の一種として認められるものと解される」とし、「現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解する」としている。本裁判では、この2つの判例をどう利用して人格権侵害を立証するかが重要なポイントとなる。

集団的因果関係と個別因果関係：公害訴訟においては、集団レベルの因果関係（集団的因果関係）と集団に属する個人レベルの因果関係（個別因果関係）の相違が問題となる。この問題に関して、西淀川事件第2次～4次訴訟判決では、疫学などによって統計的ないし集団的には一定割合の事実的因果関係の存在が認められる場合には、「いわば集団の縮図たる個々の者においても、大気汚染の集団への関与自体を加害行為と捉え、右割合の限度で各自の被害にも、それが関与したもとして、損害賠償を求めることが許される」としている。また、法的因果関係は科学的因果関係とは別であり、大気汚染がなかったならば、その疾病に罹患しなかったであろうということは証明不可能であるゆえに、集団的因果関係から個別因果関係を推定することは正当とする考え方もある（淡路剛久、吉村良一）。

5. 今後の展開

裁判長は健康被害のみに関心があり、現在、内山専門委員と原告側の明日香の間で若干専門的な議論が行われている。一般的には、いわゆる公共性を考えた上での受忍限度内か否かが重要な判断根拠となる。仙台PSは、発電施設にも関わらず公共性がない一方で、多くの反公共性（健康被害、温室効果ガス排出、政府方針との不整合、今後の経済的淘汰など）を持つ。したがって、ある程度的人格権侵害が認められれば、受忍限度とのバランスを考慮した上で原告が勝訴する可能性はあると思われる。